

第2回 大分市公共下水道事業経営評価委員会 資料

下水道使用料について

1. 下水道使用料 現行・改定(案)比較表

年 度	有収水量(千m ³)	現行使用料(千円)	改定後使用料(千円)	増収額
平成25年度	32,228	4,691,828	5,242,845	551,017
平成26年度	32,550	4,738,586	5,374,595	636,009
平成27年度	32,849	4,782,003	5,423,840	641,837
平成28年度	33,051	4,811,336	5,457,110	645,774
合計	130,678	19,023,753	21,498,390	2,474,637

※現行使用料・改定後使用料・増収額については、調定額

$$\text{改定後平均単価 } 164.51\text{円} = \frac{\text{改定後使用料}}{\text{有収水量}} = \frac{21,498,390\text{千円}}{130,678\text{千m}^3}$$

$$\text{現行平均単価 } 145.58\text{円} = \frac{\text{現行使用料}}{\text{有収水量}} = \frac{19,023,753\text{千円}}{130,678\text{千m}^3}$$

$$\text{改定率 } 13.00\% = \frac{\text{改定後平均単価} - \text{現行平均単価}}{\text{現行平均単価}} \times 100 = \frac{164.51\text{円} - 145.58\text{円}}{145.58\text{円}} \times 100$$

2. 下水道使用料 現行・改定(案)比較表

(1カ月当たり)

区 分		汚水排水量	現行	平成25年度～平成28年度	
				改定(案)	増加額
一 般 汚 水	基本料金	10m ³ まで	円 937	円 1,058	円 121
	超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え、30m ³ まで	141	160	19
		30m ³ を超え、50m ³ まで	163	185	22
		50m ³ を超え、100m ³ まで	183	208	25
		100m ³ を超え、500m ³ まで	204	232	28
		500m ³ を超え、1000m ³ まで	227	258	31
		1000m ³ を超える部分	249	283	34
公衆浴場汚水 及び温泉水汚水		1m ³ につき	17	19	2

3. 下水道使用料 現行・改定(案)水量別比較表

(1カ月当たり)

区分	排水量 (m ³)	現行		改定(案)		増加額
		使用料(円)	平均単価(円)	使用料(円)	平均単価(円)	使用料(円)
一般 汚 水	10	937	93.70	1,058	105.80	121
	20	2,347	117.35	2,658	132.90	311
	30	3,757	125.23	4,258	141.93	501
	50	7,017	140.34	7,958	159.16	941
	100	16,167	161.67	18,358	183.58	2,191
	300	56,967	189.89	64,758	215.86	7,791
	500	97,767	195.53	111,158	222.32	13,391
	1,000	211,267	211.27	240,158	240.16	28,891
	3,000	709,267	236.42	806,158	268.72	96,891
	5,000	1,207,267	241.45	1,372,158	274.43	164,891
	10,000	2,452,267	245.23	2,787,158	278.72	334,891
	20,000	4,942,267	247.11	5,617,158	280.86	674,891
	30,000	7,432,267	247.74	8,447,158	281.57	1,014,891
公衆浴場汚水 及び温泉水汚水	500	8,500	17.00	9,500	19.00	1,000

4. 下水道使用料の改定推移(S59年度から「基本料金+超過料金」制を採用)

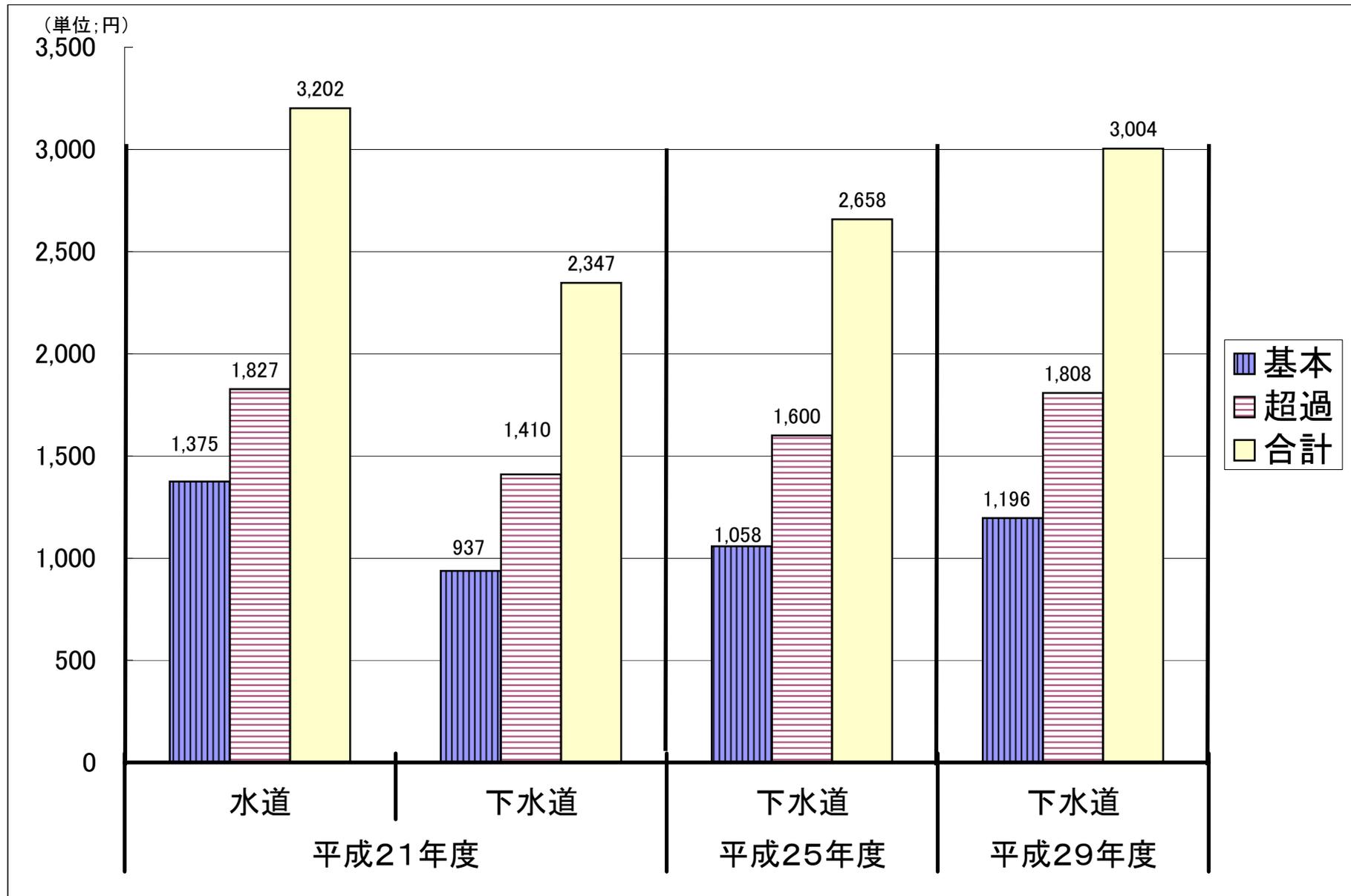
(単位:円)

		消費税なし	消費税なし	消費税3%	消費税3%	消費税5%	消費税5%	消費税5%	
項目		S59～	S63～	H4～	H8～	H17～	H21～	H25～	H25/S59
基本料金	基本料金 (10m ³ まで)	370	480	620	705.55	825	937	1,058	2.86
超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え、30m ³ まで	45	65	93	106.09	124	141	160	3.56
	30m ³ を超え、50m ³ まで	50	73	106	121.54	143	163	185	3.70
	50m ³ を超え、100m ³ まで	54	80	118	134.93	159	183	208	3.85
	100m ³ を超え、500m ³ まで	58	87	130	149.35	177	204	232	4.00
	500m ³ を超え、1000m ³ まで	62	96	146	167.89	198	227	258	4.16
	1000m ³ を超える部分	65	105	163	187.46	219	249	283	4.35
公衆浴場汚水 及び温泉水汚水	1m ³ につき	12	12	12	12.36	15	17	19	1.58
平均改定率		-	44.60%	43.30%	14.34%	15.02%	13.96%	13.00%	-
累進度(最高単価/最低単価)		1.44	1.62	1.75	1.77	1.77	1.77	1.77	-

<参考>

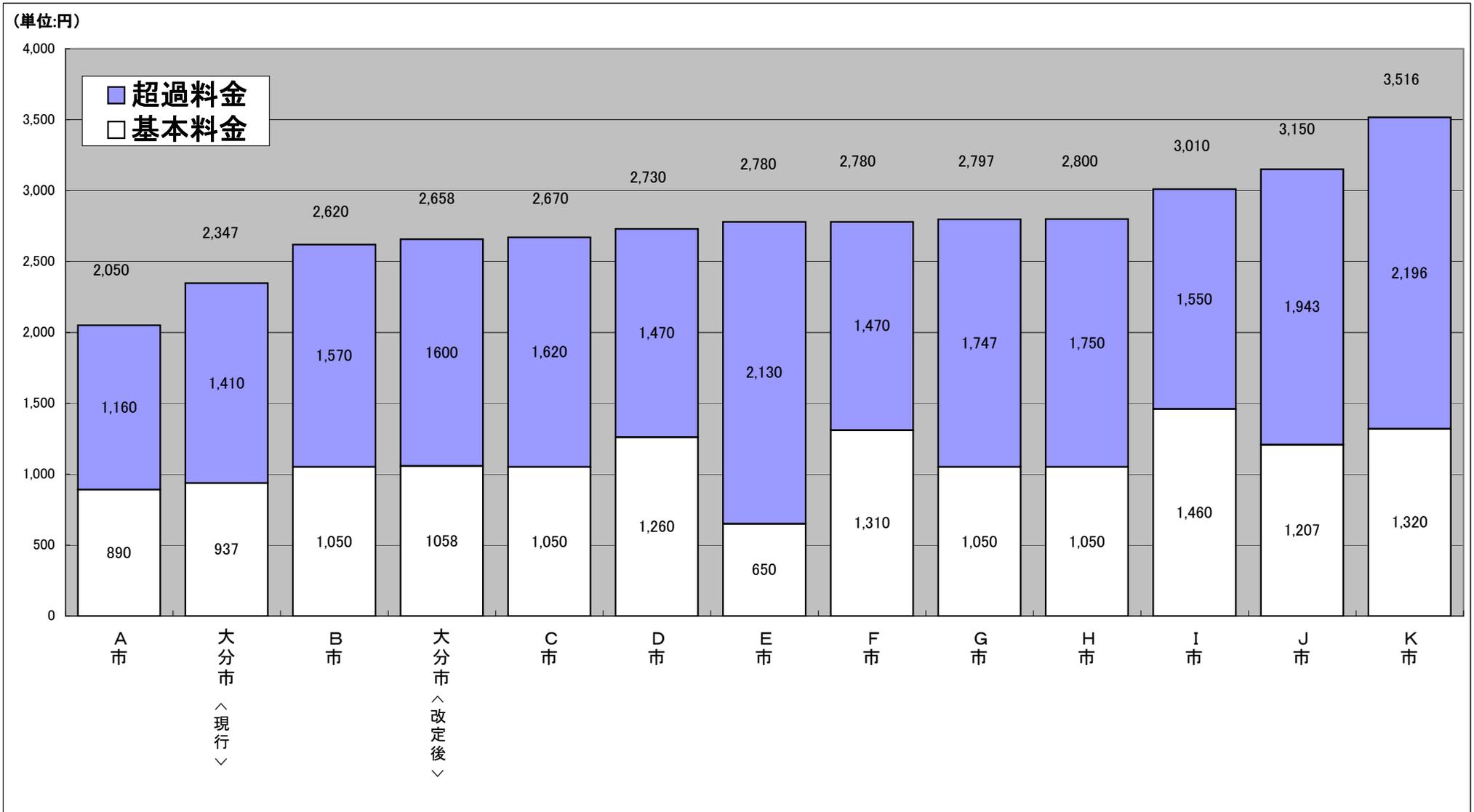
		消費税なし	消費税なし	消費税3%	消費税3%	消費税5%	消費税5%	消費税5%	
		S59～	S63～	H4～	H8～	H17～	H21～	H25～	H25/S59
1ヶ月20m ³ 使用		820	1,130	1,550	1,766	2,065	2,347	2,658	3.24
上記の改定率		-	1.38	1.37	1.14	1.17	1.14	1.13	-

5. 水道料金と下水道使用料との比較(1ヶ月あたり20m³使用、水道の口径20mmの場合)



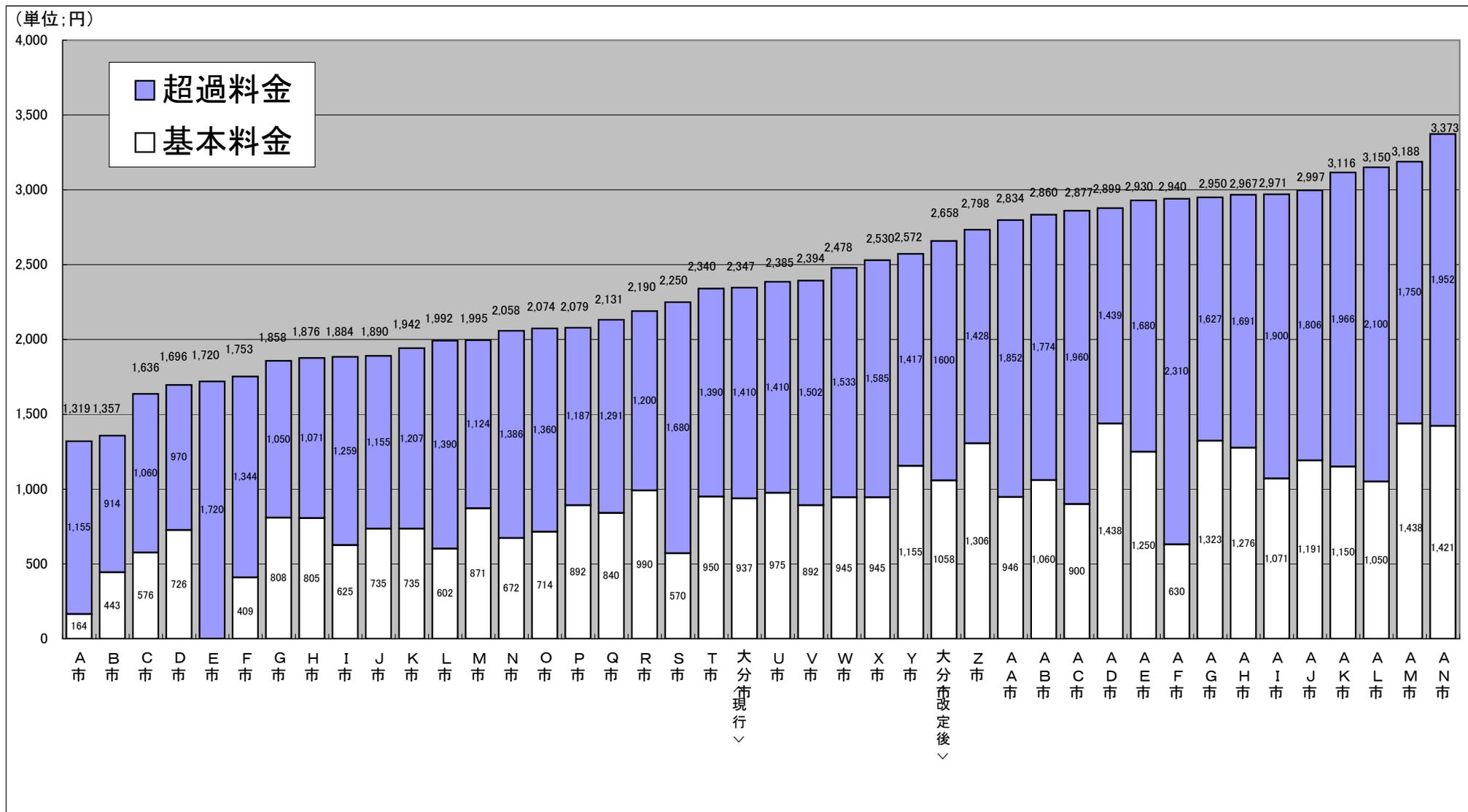
6. 県内市町村における下水道使用料の比較表(1ヶ月当たり使用料20m³とした場合)

平成24年8月1日現在



7. 中核市における下水道使用料の比較表(1ヶ月当たり使用料20m³とした場合)

平成24年8月1日現在



8. 中核市における下水道使用料改定の状況

(平成24年8月2日現在)

		現行使用料 改定年度	前回使用料改定年度(平 成21年度以降改定分の み)	
1	A市	23 年度	18 年度	
2	B市	13 年度		
3	C市	15 年度		
4	D市	22 年度	14 年度	
5	E市	15 年度		
6	F市	23 年度	17 年度	
7	G市	19 年度		
8	H市	8 年度		
9	I市	14 年度		
10	J市	16 年度		
11	K市	21 年度	12 年度	
12	L市	18 年度		
13	M市	24 年度	18 年度	
14	N市	8 年度		
15	O市	20 年度		
16	P市	21 年度	10 年度	
17	Q市	18 年度		
18	R市	24 年度	15 年度	
19	S市	7 年度		
20	T市	21 年度	14 年度	
21	U市	13 年度		
22	V市	21 年度	14 年度	
23	W市	22 年度	15 年度	
24	X市	9 年度		
25	Y市	16 年度		
26	Z市	22 年度	13 年度	
27	AA市	15 年度		
28	AB市	12 年度		
29	AC市	9 年度		
30	AD市	24 年度	20 年度	
31	AE市	18 年度		
32	AF市	14 年度		
33	AG市	20 年度		
34	AH市	22 年度	16 年度	
35	AI市	20 年度		※H25.4改定予定
36	AJ市	21 年度	17 年度	
37	AK市	20 年度		
38	AL市	13 年度		
39	大分市(現行)	21 年度		
	大分市(改定後)	25 年度		
40	AM市	19 年度		※H24.10改定予定
41	AN市	12 年度		